出席議員(16名)

1番	平間幸引	ム 君	2番	桜	場	政 行	君
3番	吉田和夫	き 君	4番	秋	本	好 則	君
5番	斎 藤 義 勝	券 君	6番	平	間	奈緒美	君
7番	佐々木 裕 子	之 君	9番	安	部	俊 三	君
10番	佐々木	于 君	11番	広	沢	真	君
12番	有賀光子	学 君	13番	水	戸	義 裕	君
14番	舟 山 章	君	15番	白	内	恵美子	君
17番	髙 橋 たい子	之 君	18番	加	藤	克明	君

欠席議員(1名)

16番 我 妻 弘 国 君

説明のため出席した者

町 長 部 局

町		長	滝	口		茂	君
副	町	長	水	戸	敏	見	君
会会	計 管 理 者 計 課	兼長	相	原	健	_	君
総選挙	務 課 長	併 2長	加	藤	秀	典	君
まちづくり政策課長			鈴	木		仁	君
財	政 課	長	宮	城	利	郎	君
税	務 課	長	関	場	孝	夫	君
町	民 環 境 課	長	鎌	田	和	夫	君
健	康 推 進 課	長	佐	藤	浩	美	君
福	祉 課	長	平	間	清	志	君
子	ども家庭課	長	鈴	木	俊	昭	君

農 政 課 長 併 農業委員会事務局長 商 工 観 光 課 長

瀬 戸 諭 君

君

君

都市建設課長 水戸英義 君

上下水道課長 畑山義彦 君

槻 木 事 務 所 長 五十嵐 眞祐美 君

危機管理監 安彦秀昭 君

税収納対策監 佐藤 芳 君

教育委員会部局

教 育 長

船迫邦則君

教育総務課長 伊藤良昭

生涯学習課長 相原光男 君

スポーツ振興課長 石 上 幸 弘 君

その他部局

代表監查委員

大 宮 正 博 君

事務局職員出席者

議会事務局長

平間雅博

主

佐 山 亨

議事日程(第4号)

平成29年2月23日(木曜日) 午前9時30分 開 議

査

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第53号 町道路線の変更について
- 第 3 議案第54号 町道路線の認定について
- 第 4 議案第55号 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す る条例
- 第 5 議案第56号 柴田町町税条例等の一部を改正する条例
- 第 6 議案第57号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第58号 指定管理者の指定について(柴田町地域活動支援センター)
- 第 8 議案第59号 平成28年度柴田町一般会計補正予算

第 9 議案第60号 平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

第10 議案第61号 平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

第11 議案第62号 平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算

第12 議案第63号 平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

第13 議案第64号 平成28年度柴田町水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

〇議長(加藤克明君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

遅参通告が16番我妻弘国君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係 所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(加藤克明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において10番佐々木守君、 11番広沢真君を指名いたします。

次の日程に入る前に、先日、選任同意をいたしました固定資産評価審査委員齋藤和弘さんから挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思います。齋藤和弘さん、どうぞ。

[固定資産評価審查委員 登壇]

○固定資産評価審査委員(齋藤和弘君) このたび固定資産評価審査委員にご選任いただきました た齋藤和弘です。

委員としての職責を守り、職務に専念したいと思いますので、皆様のご指導よろしくお願い します。

以上です。(拍手)

日程第2 議案第53号 町道路線の変更について

日程第3 議案第54号 町道路線の認定について

〇議長(加藤克明君) 日程第2、議案第53号町道路線の変更について、日程第3、議案第54号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま一括議題となりました議案第53号町道路線の変更について及び 議案第54号町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

議案第53号の町道路線の変更については、下名生字町屋敷から下名生字大畑までに位置する 町道下名生38号線の路線終点を変更するものです。

議案第54号の町道路線の認定については、今回2路線を認定するものであります。現在、農道槻木線として管理している道路を町道入間田51号線として認定するものです。また、下名生字大畑前から下名生字大畑までに位置する道路を町道下名生49号線として認定するものであります。

詳細につきましては担当課長が説明しますので、原案のとおり可決くださいますようお願い いたします。

- ○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。都市建設課長。
- 〇都市建設課長(水戸英義君) おはようございます。

それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

議案第53号町道路線の変更についてです。道路法第10条第3項の規定に基づきまして、町道路線の変更をお願いするものでございます。お配りしています議案第53号関係資料をごらんください。53号関係、54号関係と3枚になっています。

まず、この町道下名生38号線ですが、凡例にありますように青色の破線で表示していますの が変更前、赤色の実線が変更後となります。図面の表記ですが、道路の起点が丸印、それから 終点部を矢印で表示させていただいています。

町道下名生38号線は町道下名生28号線を起点としまして、終点下名生32号線と結ぶ路線でございましたが、今回変更をお願いいたします赤色の実線の終点部、いわゆる矢印の先ですが、一部区間を土地所有者の同意のもと民地内を町道として認定していたものです。今回、土地所有者から住宅建築をする旨の話がございまして、土地利用上支障を来すとの申し出があったということです。道路終点位置、路線の変更をお願いするものでございます。延長については、変更前が172.7メートル、変更後については27.4メートルとなるものでございます。

それでは、議案書3ページにお戻りください。議案書のほうで路線名、起点終点をご説明いたします。

今回の変更路線です。路線名が町道下名生38号線。起点につきましては新旧とも変わりません。下名生字町屋敷67の2地先でございます。終点になります。旧が下名生字大畑156地先で

す。新につきましては下名生字大畑前23地先となります。

続きまして、議案書5ページをお開きください。

議案第54号町道路線の認定についてでございます。道路法の第8条第2項の規定に基づきまして、新たに町道2路線について認定をお願いするものでございます。

お配りしています議案第54号関係資料をごらんください。

こちらは認定関係2枚になります。

初めに、議案第53号と関係がございますので、54号関係の2枚目、町道下名生49号線関係をごらんください。

こちらは議案第53号で説明したとおり、従来つながっていた1本の町道下名生38号線でありましたが、先ほども説明いたしましたとおり、路線中間部の土地所有者から住宅建築の申し出があったので、今回下名生38号線とは分離した新しい路線として認定をお願いするものでございます。路線延長につきましては68.4メートルでございます。

次に、議案第54号関係、認定の1枚目をごらんください。

町道入間田51号線でございます。こちらは凡例にありますように赤い色の実線で表示している路線が今回認定をお願いします路線でございます。町道槻木線、一般的には農免農道と呼ばれていた部分でございます。農道として管理していたものを町道とするものですが、この路線につきましては平成3年度に農免農道として事業着手しまして、平成14年度にかけて宮城県で整備したものでございます。平成15年度に供用開始した路線でございます。

今回、道路網の循環機能の向上の重要な役割を果たす路線でございます。あとは町道として 一元的な管理が望ましいとの考えから、新たな町道として認定をお願いするものでございます。 路線延長は3,678メートルでございます。

それでは、議案書5ページにお戻りください。

議案書のほうで路線名、起点終点をご説明いたします。

最初に路線名、町道入間田51号線。起点につきましては葉坂字新流21の1地先です。終点、 富沢字田中前34地先でございます。

続いて、路線名、下名生49号線。起点が下名生字大畑前21の2地先でございます。終点、下 名生字大畑156地先でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤克明君) これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。質疑に当たっては 議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。4番秋本好則君。 ○4番(秋本好則君) 下名生38号線と49号線についてちょっとお聞きしたいんですが、この部分1本となっていたものを2つに分けるということになっているんですが、この図面を見ると途中町道でなくなる部分が出てくるように見えるんですけれども、この部分についてどのような扱いをされるのかということが1点。

それと、入間田51号線なんですが、農道から町道に変わるということで、これは建築基準法 上の道路として町道として認めるということなのか、農道と町道との違いをちょっと説明をお 願いしたいと思います。以上です。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) まずは下名生38号線と、それから今度認定します下名生49号線の間の土地ということになります。これは従来、先ほども申し上げましたけれども、民地をご本人の承諾を得て認定していたんですが、その分については単純にもう民地扱いということでの位置づけということになります。

それから、51号線でございますけれども、道路法上の道路となります。建築基準法に該当した道路ということになります。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問をどうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 先ほどの下名生の38号線と49号線、この部分が一部民地扱いということなんですけれども、そうするとこの部分が町道でなくなることによって接道する宅地とか、そういうものがなくなってしまって、ほかに影響が及ばないのかということが1点。

それと、農道と町道との違い、単に管轄の違いだけなのか、その辺の違いについてもうちょっと説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 下名生38号線関係ですけれども、中間部につきましては実は1 名の方の所有でございまして、基準法の接道とか、そういった要件には特に該当してこないということでございます。

あとは、農道と町道の違いということ、いわゆる道路法上で認めるところの道路になるのが 町道という扱いになるわけでございます。ですから、例えば交通規制とかが新たに入ってくる とか、そういったことも出てくるんだろうというふうに思います。あるいは、町道につきまし ては、財源的なことを申しますと地方交付税のほうに反映されるということになります。

- 〇議長(加藤克明君) 農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 農道についてなんですけれども、町道は道路構造令に基づいて設計

されているという形になるわけなんですが、こちらのほうの農道に関しても県のほうの施工という形で進めたわけなんですが、構造自体はそれらにおおむねのっとったような形で設計されたものと思っております。ただ、カーブとか、そういったところの捉え方が若干違うのかなというようなことで思っております。

以上です。

- ○議長(加藤克明君) 再々質問ございますか。はい、どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 先ほどの民地の部分なんですけれども、この部分を通って、この部分が 町道でなくなることによって周辺の方々が接道しなくなるということはないということですね。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 秋本議員の言うとおりございません。
- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。
- ○14番(舟山 彰君) 両方の議案に関連すると思うんですが、片方は今度住宅建設ということで変えたということと、あと54号線だと今農道と町道の違いというようなことがありましたが、私がお聞きしたいのは、今度町も公共施設等総合管理計画でなるべく維持管理費を縮減、少なくすると。いろいろ町民から要望があって町道に認定する、町道にするということはその分、町からすると維持管理費がかかるということなんですが、今後なるべくこの町道への認定というものを減らすというような考え方があるんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 町道でも農道でも維持管理費は同じくかかるわけでございまして、町道に認定することによってその三千何がしかのメートル分の交付税が町に入ってくるという意味ではプラス方向に働くということで認識しています。
- ○議長(加藤克明君) 再質問、どうぞ。
- O14番(舟山 彰君) 我々議員からすると大まかな方針を決めるのが公共施設等総合管理計画であると。その後の実施計画とか基本計画とかというものが出てくるのか、私もそこがわからないんですが、今のように今後例えば町民から我々も「議員さん、ここをまず町道認定するようにかけ合ってくれ」とか言われるようになると、例えば。そこで、今私が申し上げた全体的に町道をふやさない、維持管理費を減らすためにはなるべく認定を減らしたいという、そういう考えがあればこちらもなかなかストレートには町民の要望を言いにくくなるのかなという、そこをちょっと考え方を確認しておきたいんですけれども。
- 〇議長(加藤克明君) 町長。

- ○町長(滝口 茂君) やはり、町道に認定して管理するためには地域の方々が生活道路として使っていて、やはり町として管理する必要がある道路のみを認定して、将来ずっと永遠に管理していくことになるわけです。ですから、公共施設等総合管理計画が全てではありません。一番は地域の生活を安定的な財源を持ちながら政策を打っていくことなので、余り公共施設等総合管理計画の個別計画にとらわれることなく、議員の皆さんは生活道路で困っているという用件があれば、客観的に見て地域の住民の方の思いがあれば町道認定して管理してまいりますので、その辺は余り気にする必要はないというふうに考えております。
- ○議長(加藤克明君) 再々質問になります。どうぞ。
- O14番(舟山 彰君) 私も町長が言うとおりなるべくそうは思うんですが、そうすると町の公 共施設等総合管理計画というのはほかの計画の上位に上がるのか、あくまでも基本的な方針を 述べているものなのか。現時点でちょっと確認しておきたいんですけれども。
- 〇議長(加藤克明君) 町長。
- ○町長(滝口 茂君) あくまでも基本的な方針を示すだけでございます。
- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(加藤克明君) **これをもって質疑を終結いたします**。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。

これより、議案第53号町道路線の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 これより、議案第54号町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第55号 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長(加藤克明君) 日程第4、議案第55号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第55号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、職員の心身の健康を保持するため、柴田町職員衛生委員会において助言 指導をいただいている産業医の報酬について、来年度に予定する職務の増加に伴い月額報酬を 改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- 〇議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(武山昭彦君) それでは、議案第55号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

議案書7ページになります。

町では平成28年度から特別職の非常勤職員として産業医を委嘱して、職員の健康診断結果後の健康相談、それからストレスチェック結果に基づく高ストレス者への希望面談を行い、職員の心身の健康保持に努めてまいりました。

平成28年度はその対象職員数が役場職員298名でした。29年度からは町内小中学校の教職員を加えて対象職員の予定数が550人となる見込みです。2倍までは到達しませんが、そこに近い数字になります。あわせて病気休暇後、復帰の際に産業医の面談を義務づけて行っていくという職務も今回ふえていくようになります。このように産業医の職務が増加することから、今回月額報酬の改正をお願いするものです。

8ページをお開きください。

上段には別表第1改正後、下の段には改正前でございます。これまで月額報酬4万6,800円としていたものを、改正後につきましては月額7万200円というふうに改めたいというふうに思っております。

附則です。この条例は平成29年4月1日から施行いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(加藤克明君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。

これより、議案第55号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号 柴田町町税条例等の一部を改正する条例

○議長(加藤克明君) 日程第5、議案第56号柴田町町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第56号柴田町町税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令がそれぞれ公布されたことに伴うものです。

改正の主な内容は、仮認定特定非営利活動法人の名称が改められたことに伴う規定の整備、 消費税率引き上げの実施時期の延期に伴い、法人町民税法人税割の税率改正の実施時期及び軽 自動車税の環境性能割の導入時期を延期するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- 〇議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。税務課長。
- O税務課長(関場孝夫君) 議案第56号柴田町町税条例等の一部を改正する条例の詳細説明を申 し上げます。

議案書11ページをお開きください。

柴田町町税条例等の一部を改正する条例です。今回の改正は、1つに特定非営利活動促進法の一部を改正する法律、2つに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、3つに地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令の3つの法令が公布施行されることにより改正するものです。

主な改正条文について、改正後の欄により説明させていただきます。

第1条では、柴田町町税条例(昭和32年柴田町条例第56号)の一部を改正する条項となります。改正後の欄第36条の2は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定非営利活動法人に関する名称変更等の規定を整備するもので、第6号では寄附金、税額控除の申告期限を規定するものです。

12ページ、第7条の3の2は、地方税法附則の改正により個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を2カ年度延長するものです。

13ページをお開きください。

第2条では、柴田町町税条例等の一部を改正する条例(平成28年柴田町条例第9号)の一部を改正するものです。この条項では消費税率の10%への引き上げ時期を平成31年10月1日に変更することに伴う社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が、平成28年11月28日にそれぞれ公布されたことにより、平成28年6月会議で専決処分した柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものですが、まだ施行期日が到来しないことから、6月会議で提案された改正前・改正後の表をそのまま引用し、第1条では平成28年柴田町条例第9号のうち平成29年4月1日施行分を、28ページの第1条の2では平成29年4月1日から平成31年10月1日に施行期日を延長するものに区分して改正するものです。

改めて15ページの改正前の欄、第34条の4から26ページ附則第15条の6は、延期になる条項ですので改正なしに、第16条はグリーン化特例の1年延長に係る規定の整備となります。

次に、28ページの第1条の2では第34条の4、法人税割の利率、第80条、軽自動車税の環境性能割の導入時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更になることに伴う施行期日の変更やグリーン化特例の経過措置及び軽自動車税種別割の適用年度が平成32年度に変更となるなどの各規定を改めて規定整備するものです。

42ページからの附則の改正、新設は、施行期日の整備を規定したものです。

最後に、45ページの新条例の附則において施行日を交付の日からとし、ただし書きによる規 定は平成29年4月1日から適用するものです。

以上で詳細説明といたします。よろしくお願いいたします。

〇議長(加藤克明君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。

これより、議案第56号柴田町町税条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例

〇議長(加藤克明君) 日程第6、議案第57号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題 といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第57号柴田町介護保険条例の一部を改正 する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、土地収用等で土地 等を譲渡した場合、譲渡所得に係る税法上の特別控除が適用されることに伴い、所要の改正を 行うものです。

改正後の介護保険法施行令においては、平成30年度の保険料から適用されますが、当該譲渡 所得がある被保険者の早期負担軽減を図るため、平成29年度から前倒しして実施することにつ いて条例を定めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- 〇議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) それでは、議案第57号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例に ついて詳細説明をさせていただきます。

議案書47ページをお開きください。

今回の介護保険条例の一部を改正する条例は、介護保険法施行令の改正により介護保険料の 算定方法が改正となりましたので、条例を改正するものです。

これまでの介護保険料の算定に係る所得計算は、土地、住宅地などの不動産を譲渡した場合、租税特別措置法に基づく特別控除が適用されず、特別控除前の所得をもって保険料の算定がなされておりました。

平成30年度から介護保険料から特別控除後の所得をもって算定するよう介護保険法施行令の 改正が行われました。施行令の改正では平成29年度から前倒しをして適用することができるこ とから、今回国民健康保険税等の算定と同じように、特別控除後の所得をもって平成29年度の 介護保険料の算定ができるよう条例の改正を行うものです。

改正後、改正前の新旧対照表で説明させていただきます。

改正は、附則分条文の平成29年度における保険料の特例を附則第9条第1号から第9号までを新たに追加するものです。平成29年度の介護保険料の保険料率を、施行令附則第19条第1項第1号に掲げるものとし、特別控除後の所得で算定できるようにいたします。以下、2号から第9号該当者まで、施行令附則第19条に掲げる者とし、特別控除を適用させるものです。

48ページをお開きください。

附則です。条例の適用は平成29年4月1日からとなります。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤克明君) **これより質疑に入ります**。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。

これより、議案第57号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

日程第7 議案第58号 指定管理者の指定について(柴田町地域活動支援センタ

—)

○議長(加藤克明君) 日程第7、議案第58号指定管理者の指定についてを議題といたします。 町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第58号指定管理者の指定についての提案 理由を申し上げます。

柴田町地域活動支援センターしらさぎ及び柴田町地域活動支援センターもみのきは、指定管理者制度により管理運営をしてまいりましたが、平成29年3月31日をもってして期間が満了となります。引き続き、地方自治法の規定により施設の管理運営を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定するものです。

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等関係規定に基づき指定の準備を進めてまいりましたが、柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審議した結果を踏まえ、指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- 〇議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) それでは、議案第58号指定管理者の指定について詳細説明をさせていただきます。

議案書49ページをお開きください。

ただいま町長が提案理由で申し上げました柴田町地域活動支援センターしらさぎ及び柴田町地域活動支援センターもみのきの指定管理期間が平成29年3月31日をもって終了することに伴い、引き続き施設の管理運営を指定管理者に行わせるため、指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称については、柴田町地域活動支援センターしら さぎ及び柴田町地域活動支援センターもみのきであります。次に、指定をしようとする法人そ の他の団体は、社会福祉法人柴田町社会福祉協議会であります。指定期間については、平成29 年4月1日から平成32年3月31日までの3年間となります。

次に、指定管理者選定の経過についてご説明申し上げます。

平成28年12月12日、第1回指定管理者選定委員会において2カ所の地域活動支援センターの 指定管理者、柴田町社会福祉協議会による運営が3年間実施され、センター利用者や指導員も ようやくなれてきた状況にあること、また、これまでの3年間の指定管理において円滑な事業 運営が行われていることや、利用者にとっては環境の変化が時として症状を悪化させることに つながる場合もあることから、公募によらない指定管理者の選定を行いました。

同年12月27日に開催されました第2回指定管理者選定委員会においては、社会福祉協議会により提出された申請書をもとにヒアリングを行い、現在行っている障害福祉サービスの事業実績、法人の経営状況、また提案された事業計画や収支予算案等の審査の結果、社会福祉法人柴田町社会福祉協議会を指定管理者候補として選定したものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(加藤克明君) **これより質疑に入ります**。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。

これより、議案第58号指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(加藤克明君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第59号 平成28年度柴田町一般会計補正予算

○議長(加藤克明君) 日程第8、議案第59号平成28年度柴田町一般会計補正予算を議題といた します。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第59号平成28年度柴田町一般会計補正予 算についての提案理由を申し上げます。 今回の補正の主なものは、国の地方創生拠点整備交付金による事業や臨時福祉給付金給付事業に必要な経費を措置するものです。その財源として国庫支出金の補正を行っております。また、歳出において、ふるさと柴田応援寄附金の増収に伴う報償費や基金積立金の増額補正のほか、各事業費の確定に伴う補正を行い、歳入においても国県支出金や町債の財源補正及び財政調整基金戻し入れなどの補正も行っております。あわせて、明許繰越費の追加、債務負担行為の追加及び変更並びに地方債の追加及び廃止を行うものです。

歳入歳出それぞれ 1 億1,330万2,000円を増額し、補正後の予算総額を131億4,461万7,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。財政課長。
- ○財政課長(宮城利郎君) それでは、詳細説明をいたします。議案書51ページをお開きください。

議案第59号平成28年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,330万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ131億4,461万7,000円とするものです。補正の主なものにつきましては、国の地方創生拠点整備交付金を活用しました「花のまち柴田」集客力向上による稼ぐ力強化事業、それから全額国庫補助となります臨時福祉給付金給付事業、それからふるさと柴田応援推進事業に係る所要額の補正及び財政調整基金の戻し入れなどについて計上しております。また、各事業費の確定などによる増減についても計上しております。

57ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正です。追加11件になります。主な事業につきましては、今月3日に国の内示を受けました地方創生拠点整備交付金事業の2款総務費1項総務管理費「花のまち柴田」集客力向上による稼ぐ力強化事業、これにつきましては11月末での完了を予定しております。

3款民生費の臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業は、平成28年10月に成立しました国の 第二次補正予算に対応して実施するものです。10月末での事業完了を予定しております。

それから、1月会議におきまして補正予算をお認めいただきました、東北観光復興対策交付金を活用しまして大河原町との連携により実施します、7款商工費の白石川堤「一目千本桜」

ブランド化事業、これは6月末の事業完了予定です。

8款土木費2項道路橋りょう費の防災・安全社会資本整備交付金事業(道路補修事業)につきましても、国の第二次補正予算に対応して実施します町道槻木169号線外44路線道路補修工事です。事業完了は5月末を予定しております。

次の同じく防災・安全社会資本整備交付金事業(道路新設改良事業)は、町道富沢16号線道路改良工事を実施するものですが、河川管理者との協議により一定期間工事が中断したことに伴い、年度内に完了が困難な状況となったことから繰越明許を行うものです。9月末での事業完了を予定しております。

5項住宅費の町営住宅建設事業につきましても、国の第二次補正予算に対応して実施します。 北船岡町営住宅駐車場整備工事及び北船岡町営住宅3号棟北側通路整備工事です。8月末の事 業完了を予定しております。

次の防災・安全社会資本整備交付金事業は、今月国庫補助事業として追加工事の実施が認められました槻木駅前町営住宅外壁改修工事です。6月末での事業完了を予定しております。

58ページになります。

第3表債務負担行為補正です。追加14件、変更2件になります。

1の追加14件の事業につきましては、いずれも平成29年度当初から遅滞なく事業を実施する ために、今年度中に契約行為など事前手続を行うために債務負担行為を設定するものです。期 間及び限度額につきましてはそれぞれ記載のとおりです。

2の変更につきましては、後期高齢者医療システム利用料の契約締結に伴う契約金額の確定 及び県営水利施設整備事業負担金の減額に伴いまして、限度額を記載のとおり変更するもので す。

59ページになります。

第4表地方債補正です。追加2件、廃止1件となります。

追加2件につきましては、阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助事業に伴う鉄道施設総合安全対策事業費として起債限度額140万円、繰越明許費補正で説明しました地方創生拠点整備交付金事業費として起債限度額4,140万円をそれぞれ増額するものです。

2の廃止につきましては、県営水利施設整備事業負担金の減額に伴いまして、起債額1,080 万円を廃止するものです。

次に、62ページをお開きください。

歳入です。

国県支出金などの交付額決定に伴う補正となります。主なものについてのみ説明をさせてい ただきます。

13款1項2目民生費負担金1節児童福祉費負担金437万8,000円の減につきましては、むつみ学園障害児通園給付費負担金等の確定見込みによる減額補正となります。

次のページになります。

15款1項1目民生費国庫負担金1節国民健康保険保険基盤安定負担金640万2,000円の増につきましては、平成28年度の保険者支援分の交付決定見込みによる増額補正となります。

3節児童手当負担金462万7,000円の減につきましては、支給対象児童数の減少に伴う児童手当交付金の交付決定見込みによる減額補正となります。

15款 2 項 1 目総務費国庫補助金 4 節地方創生拠点整備交付金 4,175万円の増につきましては、 繰越明許費補正及び地方債補正で説明しましたとおり、地方創生拠点整備交付金事業の実施に 伴う補助金の増額補正となります。

次のページになります。

15款 2 項 2 目民生費国庫補助金 7 節臨時福祉給付金 (低所得高齢者) 給付事業費補助金837 万円の減につきましては、低所得高齢者に対する臨時福祉給付金給付事業の確定見込みによる 補助金の減額補正となります。

10節臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業費補助金8,850万円の増及び11節臨時福祉給付金(経済対策分)給付事務費補助金556万6,000円の増につきましては、国の臨時的な措置として消費税増税の影響を緩和するため、低所得者に対し給付される臨時福祉給付金に対しまして、それぞれ事業費補助、事務費補助として国から全額補助されるものです。

15款3項1目総務費委託金2節選挙費委託金619万8,000円の減につきましては、参議院議員通常選挙委託金の額の確定見込みに伴う減額補正となります。

次のページになります。

16款 1 項 1 目民生費県負担金 1 節国民健康保険保険基盤安定負担金2,110万円の増につきましては、平成28年度の保険税軽減分及び保険者支援分の交付決定見込みによる増額補正となります。先ほどの国からの負担金と合わせまして国民健康保険事業特別会計への操出金の財源となります。

4節児童手当負担金146万7,000円の減につきましては、国庫支出金と同様に支給対象児童数の減に伴う交付決定見込みによる減額補正となります。

16款2項4目農林水産業費県補助金2節農業振興費補助金農地中間管理事業機構集積協力金

612万3,000円の増につきましては、事業確定に伴う増額補正となります。

次のページになります。

18款1項2目ふるさと応援寄附金9,400万円の増につきましては、返礼品の開発や新たなポータルサイトの開設により、ふるさと柴田応援寄附申し込みの増加に伴う増額補正となります。 19款1項2目基金繰入金につきましては1億9,250万9,000円を減額し、財政調整基金に戻し入れを行います。これによります財政調整基金の残高は12億9,189万6,512円となります。 67ページになります。

21款 4 項 2 目雑入 5 節の雑入の一番下になります。仙南地域広域行政事務組合負担金(大河原衛生センター)返還金2,920万3,000円の増につきましては、昨年11月に閉鎖されました大河原衛生センター関連の基金廃止処分に伴い負担金の返還を受けることによる増額補正となります。

22款1項1目農林水産業債1,080万円の減、6目総務債4,280万円の増につきましては、先ほど地方債補正で説明した内容での補正計上となります。

次に、68ページになります。

歳出です。歳入同様、主なものについてのみ説明をさせていただきます。

69ページになります。

2款1項2目企画管理費8節報償費167万8,000円の増及び13節委託料179万8,000円の増につきましては、ふるさと柴田応援寄附申し込みの増加に伴う寄附金に対する返礼品のための経費及び寄附金の業務委託料それぞれの経費を計上するものです。

25節積立金9,400万円の増につきましては、ふるさと柴田応援基金に積み立てするものです。 これによります基金の残高は1億4,400万円となります。

71ページになります。

13目地方創生事業費8,450万円の増につきましては、地方創生拠点整備交付金事業「花のまち柴田」集客力向上による稼ぐ力強化事業のそれぞれ所要額につきまして計上するものです。

13節委託料370万円の増につきましては、観光物産交流館さくらの里増改築工事に伴う設計監理委託料として320万円、船岡城址公園山頂売店新築工事に伴う設計委託料として、50万円をそれぞれ計上しております。

次のページになります。一番上になります。

15節工事請負費8,020万円の増につきましては、観光物産交流館さくらの里に休憩スペースなどを確保するための観光物産交流館増改築工事及び食事どころなどとしての機能拡充のため

の船岡城址公園山頂売店新築工事、それから船岡城址公園山頂付近の園路をバリアフリー園路 として整備するための船岡城址公園園路整備工事を行うものです。

次のページになります。

2款4項2目参議院議員通常選挙費451万6,000円の減につきましては、参議院議員通常選挙 執行経費の確定による減額補正となります。

75ページになります。

3款1項1目社会福祉総務費28節操出金3,608万8,000円の増につきましては、国民健康保険事業の保険税軽減分及び保険者支援分としての保険基盤安定分、それから国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に係る財政安定化支援事業分など、国民健康保険事業特別会計へのルール分の操り出しの増額補正となります。

76ページになります。

6目障害者更生援護事業費19節負担金補助及び交付金の障害福祉サービス給付費670万9,000 円の増につきましては、利用者の増による増額補正となります。

9 目臨時福祉給付金給付事業費8,569万6,000円の増につきましては、3 節職員手当等の時間外勤務手当から次のページの14節使用料及び賃借料のパソコン等賃借料まで、それぞれ新たに臨時的措置として低所得者に対して給付される臨時福祉給付金(経済対策分)の支給に係る事務経費について計上するものです。

19節負担金補助及び交付金につきましては、低所得高齢者に対する臨時福祉給付金給付事業の完了に伴い837万円の減額、それから、その下の新たに低所得者に対して給付される臨時福祉給付金(経済対策分)は支給対象者1人につき1万5,000円で、対象者を5,900人と見込んでおりまして、給付金額は8,850万円を補正計上するものです。

78ページになります。

3款2項2目児童措置費756万円の減につきましては、支給対象児童数の減に伴う児童手当の減額補正となります。

3目子ども医療費対策費580万7,000円の増につきましては、子ども医療費の助成件数の増による増額補正となります。

79ページになります。

4款1項1目環境衛生総務費19節負担金補助及び交付金1,776万3,000円の減につきましては、 仙南地域広域行政事務組合柴田斎苑分の負担金の確定による減額補正となります。

80ページになります。

5 目健康推進総務費19節負担金補助及び交付金のみやぎ県南中核病院企業団負担金1,561万円の減につきましては、救命救急センター運営に係る救急医療負担金の確定による減額補正となります。

81ページになります。

4款2項1目じん芥処理費19節負担金補助及び交付金1,844万7,000円の減につきましては、 それぞれ仙南地域広域行政事務組合負担金の事業量の確定により負担金を精算するものですが、 3番目の(仮称)仙南クリーンセンター負担金1,276万1,000円の減につきましては、センター の整備事業費及び事業量の確定による減額補正となります。

82ページになります。

6款1項2目農業総務費19節負担金補助及び交付金の612万4,000円の増につきましては、農地中間管理事業機構集積協力金の事業確定による増額補正となります。

5目自然休養村費15節工事請負費170万円の増につきましては、太陽の村旧館の外壁を補修 するための太陽の村旧館改修工事を行うものです。

83ページになります。

9目農業水利費19節負担金補助及び交付金1,150万円の減につきましては、地方債補正で説明しましたとおり、県営事業費の減額に伴い水利施設整備事業負担金が減額となったものです。

11目ほ場整備事業費13節委託料1,142万8,000円の減につきましては、ほ場整備事業を推進している各地区の地形図作成業務委託及び農用地等集団化業務委託の事業確定による減額補正となります。

84ページになります。

6款2項1目林業総務費19節負担金補助及び交付金136万8,000円の増につきましては、電気柵の設置件数及びイノシシの捕獲頭数の増による農林作物鳥獣被害防止対策事業補助の増額補正となります。

86ページになります。

8款2項2目道路維持費15節工事請負費337万3,000円の減につきましては、町道上名生25号線外道路補修工事及び槻木、船岡地区の雨水対策工事の事業完了による減額補正となります。

3目道路新設改良費15節工事請負費315万2,000円の減につきましては、町道下名生36号線道路改修工事及び補完工事の完了に伴う減額となりますが、富沢16号線道路改良工事につきましては、河川の護岸工事が必要となったことに伴いまして442万8,000円の増額補正となります。

次のページになります。

8款4項3目公共下水道費28節操出金998万1,000円の減につきましては、公共下水道事業特別会計における工事請負費及び負担金等の確定見込みにより減額補正するものです。

88ページになります。

8款5項1目住宅管理費15節工事請負費1,207万1,000円の減につきましては、町営住宅屋根 改修工事及び二本杉町営住宅仮住まい住戸改修工事の事業完了による減額補正となります。

89ページになります。

9款1項1目消防総務費19節負担金補助及び交付金1,022万3,000円の増につきましては、仙南地域広域行政事務組合消防費負担金の確定による増額補正となります。

10款1項2目教育管理費1,427万1,000円の減につきましては、主なものは次のページ、90ページの小中学校校務用機器リース料などの確定による使用料及び賃借料の減額補正となります。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(加藤克明君) ただいまから休憩いたします。10時45分から再開します。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再 開

〇議長(加藤克明君) 再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入を一括といたします。歳出については、まず、1款議会費68ページから4款衛生費82ページまで、次に、6款農林水産業費82ページから12款公債費95ページまでといたします。なお、質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

まず、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入の質疑を許します。 質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番(舟山 彰君) 62ページの歳入の14款使用料及び手数料、その中の総務手数料の個人番号通知カード・個人番号カード再交付手数料、今回通知カード再交付手数料15万1,000円となっているんですが、これはそうするとマイナンバーカードに移るというか、もらう手続をまだしていない方がいて、その方がこの通知カードというものをなくしたから役場のほうに申請でこのくらいになるんだという、そういう見込みなんでしょうか。まずそれをお伺いしたいということで、いわゆるマイナンバーカードの発行割合というのがどのくらいになっているのか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(鎌田和夫君) 62ページ関係です。個人番号カード再交付手数料というようなことで、当初通知カードを各家庭に送付されました。それで、大事に管理していたというふうなことです。それで、いざ使おうと思ったらばその封筒が見当たらないというふうなことです、まずは。当初私のほうでは6,000円相当で見込んだわけですけれども、今現在でも300件を超える再交付というような申請があります。それで、通知カード1枚当たり500円というふうなことで実費徴収していますので、その辺を増額するというふうなことになっております。

それで、柴田町のマイナンバーカードの交付状況なんですけれども、1月末現在、31日現在4,189件となっております。そうしますと、平成27年10月1日現在の交付対象者は3万8,706人というふうなことで、マイナンバーカードを申し込んだ方が10.82%というような状況になっております。

- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O14番(舟山 彰君) 今回この個人番号カード再交付手数料というのないということは、個人番号カードをなくして役場のほうに再交付をお願いしますという例はないということなのか、これが1点目です。

あとそれから、保健センターで今確定申告相談とかとやっていますよね。もう私は大河原税務署のほうに行って、実は申告書の一番上に個人番号を書くところがあるもので私は書いていたんです。ところが、肝心の個人番号カードを持っていかなかったんです。なくすと怖いなと思って。そうしたら、税務署の窓口で女性の方にえらくこれを本人確認したいというので、最初は何か受け付けられないようなことを言われたんです。私はてっきり番号を書いていったんだからもういいだろうと思ったら、何か税務署からするとカードの現物を持ってこないと本人と確認できないという、そういう意味でしたか。免許証で本人確認でいいんじゃないのかと。

なぜ私がこんなことを言うかというと、役場で今確定申告相談しているときにマイナンバーカードというのは使わない、持ってこなくてもいいのかという、ちょっとその点をお聞きしたいんです。以上です。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(鎌田和夫君) まず、我がほうの分として、まず通知カード、あと個人番号カードというような区分があります。私のほうで歳入のほうで一括してこの金額を計上しました。 実際個人番号カードの例えば再交付が何件あったのかというようなことについてはちょっと押さえておりません。総額でもって毎月累計でもってトータル的に押さえているというようなこ

とです。

ただ、ほとんどが通知カード、要するに一番最初に送付された通知カードをどこかに置き忘れたとか、家の中だと思うんですけれども、その辺に伴う再交付がほとんどであるというようなことです。

- 〇議長(加藤克明君) 2点目、税務課長。
- ○税務課長(関場孝夫君) 確定申告時のマイナンバーの取り扱いでございますが、確定申告書の様式そのものにもうマイナンバーの記載箇所がございます。ということは、記載しないと完成しないというのが一つ原則があります。ただ、本年度はマイナンバーカードを交付されて初めての確定申告になりますので、取り扱いとして記載がなくても申告は受け付けるという取り扱いを行っております。

ただし、基本的にはマイナンバーカードで番号を確認させていただく。あとそれから、それを提示した本人の確認ということで運転免許証等も本人確認と、2つの確認がとられるようになります。

それで、今回、ことし忘れた人たちに対しては来年度は必ず持参してくるように、あるいは 提示できるようにというようなことを添えて、ことしは申告を受け付けさせていただいており ます。

- 〇議長(加藤克明君) 再々質問、どうぞ。
- ○14番(舟山 彰君) 1つは、今回15万1,000円というのが300件の1枚当たり500円だから15万1,000円というお話でしたが、町民の方の中には通知カードだけは持っているけれどもマイナンバーカードそのものにはしないという、そういう考えでこの300件、そういう考えの方がいるということなのか。それから、交付が4,189件ぐらい、何か3万幾ら通知カードなんか出して、結局カードそのものにかえた方が10.82%ですか。逆に言うと89.幾ら、90%近くの方が柴田町民はマイナンバーカード、さっき私がなくすの怖いと言いましたけれども、カードにかえていない、カードを利用していないという言い方でしょうか。柴田町としてこれはどう考えるんですか。今のように確定申告はことしから税務署なんかもマイナンバーカードを書いてくれとか、ことしに限って言うと今のように現物を持ってこなくても免許証で確認できるとか。これは税務課長にお聞きしたいのは、町として保健センターの4階でやっている確定申告で、今のような取り扱いということです。私は大河原税務署に行ったら、番号を書いていったんだけれども現物を持ってこない。そうしたら、「舟山さん、本当は生命保険会社みたいにカードのコピーをつけてくれば大丈夫だったんですよ」というようなことを言われたんですよ、最初

は。そして、そのコピーも持っていない、運転免許証で本人確認でいいんじゃないですかと言ったら、だめだよと。本当はそういうふうにカードの現物かコピーを持ってきたならば税務署はいいという言い方だったんですよ。だから、逆に聞きたいのは、柴田町としてこの4階でやっているやつの今の対応がはっきりしていればいいんですよ。町民にも浸透していれば。何か質問がごちゃごちゃになりましたけれども、今言ったまず町民環境課長にはこの300件ということは町民300人が今後も通知カードだけ持っていて、マイナンバーカードにはかえないということなのか、10.82%だけという割合をどう思うのか。税務課長には今のような税務署とこっちでの柴田町の対応が違うと町民も戸惑うと思うので、ちゃんとしておいてほしい、周知もちゃんとしてほしいということで、質問をお願いします。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。1点目、町民環境課長。2点目、税務課長。
- ○町民環境課長(鎌田和夫君) 通知カードから個人番号カードに交付を申し込んだ方というふうなことで、先ほど言ったとおり10.82%というふうなことです。基本的にはその方が必要性を感じて個人番号カードに申請するというふうな形です。通知カードを持っていて、例えば自分の身分を証明する、例えば運転免許証とか、それを持っていれば足りるわけです。その原本となる通知カード的なものを持っていなければ、ただ自分は運転免許証を見せても用は足せないというふうなことだと思います。

国レベルでは当初これらのマイナンバーカードの交付の数なんですけれども、28年度末においては約3,000万人分というふうなことです。日本の総人口の割合にして25%相当を見込んでいたわけですけれども、どこの町村の数字を見てもそれに達していないというふうな状況です。あくまでも個人番号カードを申請するというのは個人の意思でもってやるわけですから、その数字が低いとか高いとか、ちょっとその辺についてはそんな事情があるんだというふうなことです。

あと、国レベルでは29年度の交付率を上げるための施策を今つくっているというふうな通知 は流れてきております。

以上です。

- 〇議長(加藤克明君) 税務課長。
- ○税務課長(関場孝夫君) マイナンバーカードの取り扱いなんですが、1つは税務署と町の申告の一番の違いは、町は税務署から依頼されてやるというか、代理でやっているわけなんです。 それで、町の申告の際はマイナンバーカードや、あるいはマイナンバー通知の写しを持参してくださいということで、1月15日号のお知らせ版、それから各戸配布の申告のチラシ等、2点

です。それから、町のホームページ等においても去年との申告の違いということで、マイナン バーを確認できるもののコピーを持って来ていただきたい、それから、カードをお持ちの人あ るいはカードの通知を持参していただきたいということで周知を図った次第でございます。

- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。
- 〇15番(白内恵美子君) 白内です。

63ページ、2項民生費国庫補助金の2節児童福祉費補助金で3万4,000円なんですが、児童 虐待・DV対策等総合支援事業費補助金が見込み額のほうが多いということで、実際にはどの ような状況なんでしょうか。やはりふえているということなんですか。何件ぐらいあって、今 どのような状況になっているのか伺います。

それから、66ページの18款寄附金の2目ふるさと応援寄附金9,400万円で、合計で1億4,400万円になっておりますが、事業別の金額を示してください。

以上です。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。 1 点目、子ども家庭課長。 2 点目、まちづくり政策課長。
- ○子ども家庭課長(鈴木俊昭君) 63ページの児童福祉費補助金の3万4,000円増額でございますが、これにつきましては、今現在おります家庭児童相談員の人件費の補助金の精算に伴った金額でございます。それで、3万4,000円が増額になったということでございます。

あと、今現在の虐待とか、そういう申し出の数字については今ちょっと手元にございません ので、済みませんが後ほどということでお願いしたいと思います。

- 〇議長(加藤克明君) どうぞ。
- ○まちづくり政策課長(鈴木 仁君) ふるさと応援寄附金の内容でございます。最新の状況で お話をさせていただいてもよろしいですか。

2月19日現在でございます。桜のまちづくりに関する事業698件、金額1,885万円。教育に関する事業728件、1,878万円。福祉に関する事業432件、1,056万円。まちづくりに関する事業286件、723万5,000円。総合体育館建設に関する事業34件、89万円。図書館建設に関する事業91件723万5,000円。学校給食センター建設に関する事業186件、471万円。自治体にお任せ3,171件、7,189万円。合わせまして件数が5,626件、寄附金額総額につきましては1億4,015万円となってございます。

- ○議長(加藤克明君) 1点目、どうぞ。子ども家庭課長。
- 〇子ども家庭課長(鈴木俊昭君) 済みません、先ほどの虐待の数字でございますが、今のとこ

る平成28年度でございますが、虐待が16ケース、29人。そのうち身体的が3ケース、5人、心理的が6ケース、11人、性的が1ケース、1人、あとネグレクト6ケース、12人。あと虐待以外が5ケース、9人、いわゆる特定妊婦とか不登校ということになっております。

- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。
- O15番(白内恵美子君) ないです。
- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) これで、総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、68ページの議会費から82ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

- ○14番(舟山 彰君) 1点目は69ページの真ん中からちょっと下の報償費、ふるさと柴田応援報償費です。167万8,000円と、下の委託料179万8,000円、ふるさと給付金業務委託料。いわゆるふるさと柴田応援寄附金が増収になったということに関連してこういう手続だということなんですが、ちょっと記憶が曖昧で申しわけありませんが、ここ数日、新聞にたしか千葉県の市がふるさと納税の返礼品をやめると。それは寄附金も多いんだけれども返戻のための費用もかかるのと、地元の市民が他県の市町村に寄附する。そうすると市からすると市民の納税分が減るということで、トータルしてもう返戻をやめようと。何か地元にあるデバートに協力してもらってカタログからいろいろ選んでもらっていると。地場産品ということでもないんですが、評判が悪かったとか、そうじゃないんだけれども、やめるというふうになったというふうに新聞に載っていましたので、後で担当課の方、私が見たんだから朝日新聞か河北新報でございますので。それで、お聞きしたいのは、改めて前も聞いたことがありますが、柴田町の今のふるさと柴田応援の入ってくる部分、かかる費用の部分、それから税務課長にお聞きしたいのは柴田町民が他県に寄附することによって町民税がどのくらい減っているかということをお聞きしたいと思います。
- O議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(鈴木 仁君) ふるさと納税の町のメリットと言ってよろしいんでしょうか。1万円いただいた場合、半分の5,000円は町の財源として充当いたします。残りの50%は返礼品、またポータルサイトへの経費ということになります。50%は町のものになるということでございます。

- 〇議長(加藤克明君) 税務課長。
- ○税務課長(関場孝夫君) 平成27年度の実績ということで28年6月に総務省で全国的な調査を されています。そのときの数字ですが、柴田町では寄附金控除が1,139万8,000円、それで控除 額が464万4,000円ということで、この464万4,000円が少なくなったと見込まれる金額でござい ます。

それで、昨年の12月19日ごろにNHKで独自に試算した数値ということで、全国各市町村のいわゆる影響額というものが出されておりました。その中では柴田町の27年度の合計では受け入れが5,600万円に対して控除額が466万2,000円ですので、5,100万円ほどのプラスになっているというような数値が一つ出ております。

それから、現在、確定申告されていて、ワンストップ納税の手続の申請をされた方が延べで 250件、寄附金額で498万7,000円に上っております。大体27年度と同等ぐらいの数字というふ うに考えていただきたいと思います。

- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O14番(舟山 彰君) 済みません、再質問じゃなくて、もう1点質問したくて。これ1つだけ やって、すぐやめますので。申しわけないんですけれども。

あとは、71ページの下のほうの交通防犯対策費、報酬が今回マイナス90万円ですが、これは 隊員が減ったということなのか。あとは需用費が330万円マイナスで光熱水費、ちょっとこの 内容を教えてください。これで終わります。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(鈴木 仁君) 交通安全推進事業のほうの報酬90万円でございますけれ ども、こちら2点ございます。1点目は、年度中途において隊員の方が退職されたことが1つ でございます。2つ目は、通学路、信号機が既に設置されておりまして、そちらに街頭指導し ておったわけでございますが、信号機があるから指導員のほうは要らないだろうということで、 こちらによって減になったということの2点でございます。

光熱水費のほうの330万円の減でございますが、こちら2つ要因がございます。1点目は電気料単価が下がったこと、2つ目は町のほうでLED化を進めておりますので、そちらによって低く抑えられたということでございます。

○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(加藤克明君) 次に、82ページの農林水産業費から95ページの公債費に対する質疑を許

します。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番(舟山 彰君) 何か私だけみたいで済みません。83ページの一番下の委託料マイナス 1,142万8,000円、ほ場整備が事業の金額が確定してというふうにさっき課長が説明していたような気がするんですけれども、これはそうすると大きい金額でいくと富上が631万円とか、あと葉坂ですか、310万円。これは当初見込んだものより安く済んだというのか、何か事業の規模が少なくなったということなのか、ちょっとその点お聞きしたいと思います。これが1点目です。

2点目は86ページの道路維持費の工事請負費、全体でマイナス337万3,000円ですが、この4つ工事書いてありますが、この槻木と船岡の雨水対策工事もよく言えば安く済んだということなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

最後が、90ページ、上から4段目ぐらいの小中学校校務用機器リース料(長期継続)マイナス1,128万7,000円、ここの内容についてちょっと改めてご説明願いたいと思います。 以上です。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。1点目、農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 83ページの委託料の減額の関係でございます。実はこれ歳入のほうもちょっと絡んでくるんですが、国費のほうで農地耕作条件改善事業補助金というのを当初計上しておったんですが、7,945万円計上が、これが全額国のほうの制度改正によって減額になったということがありまして、実はほ場整備の中で地形図作成委託業務関係が今回富上ほ場整備関係と葉坂ほ場整備関係がございましたが、この2件に関して、これらに関して全てその7,945万円の補助を当てにしていたというところだったんですが、そのうちの大きいところの地形図作成業務委託の関係で、県のほうと国の制度が変わってその補助が使えなくなったというか、ほかの事業とセットで仕事をしないとということで、現実的にはいろいろ国のほうとも調整したんですが、結果的には使えなかったというようなことで、その関係で県のほうと調整した結果、町にある地形図関係、都市建設課のほうの地図関係がいろいろあるわけなんですが、そちらのほうの地図を十分に利用すると。あとは、今回の富上地区、葉坂地区に関しては昔から大きな地形の変化がないということで、県のほうにほ場整備の設計調査等の委託をしているわけなんですが、そちらのほうとあわせてちょっと応援していただいたということで減額をしているということでございます。

あと、農用地等の集団化業務委託に関しては、これは委託した確定によるものということで ご理解いただければと思います。

- 〇議長(加藤克明君) 次に、都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 86ページ、15節の工事請負費です。槻木、船岡の雨水関係でございますけれども、槻木地区については槻木郵便局前です。それから、船岡地区については船岡西、大住町、清住町と、いずれも雨水対策ということでポンプを据えつけたりという工事を行いました。いずれにしても精算による減額ということで、舟山議員のおっしゃる安く済んだということになろうかと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 次に、教育総務課長。
- ○教育総務課長(伊藤良昭君) 90ページの4行目、1,128万7,000円の減額です。これにつきましては学校の教職員の使用するICT機器、パソコンと教務教材に使うプロジェクター、大型ディスプレーというような機材を購入するという中身です。これにつきましては当初予算上で計上した際には台数並びに構成上ICT機器を考えて計上したんですが、入札段階において各教職員に確認したところ、構成機器の減数、要するに台数が減ったのと、実は使用する際にプロジェクター関係よりは大型ディスプレーのほうがいいというふうな機種変更、もろもろが発生したことによりましてこのような形で減額補正になったというふうな内容でございます。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問ありますか。
- O14番(舟山 彰君) 今の小中学校、校務用ということなんですが、何か台数が変更とか、全体で逆に言うと最終的には何台になって、今の様式が少し変わったとかという、ちょっともう少しそこを説明願いたいと思うんですけれども。
- 〇議長(加藤克明君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(伊藤良昭君) 現在、校務用機器につきましては、パソコンは全体で教職員が 272台のパソコンでございます。プロジェクターといいまして学校で黒板等に使用する機器の 内容ですが、プロジェクター的には51台を導入しました。これにつきましてはプロジェクター 等に含まれた周辺機器ももろもろ含んでおりますので、その内容でございます。大型ディスプレーということでプロジェクターではない、例えば画面等だけのソフトということで使わせて もらって、それが中学校は大型ディスプレーのほうが現場的には必要だということですので、プロジェクターを考えていたんですが、全てそれをそれに入れかえたという内容でございます。
- ○議長(加藤克明君) よろしですか。再々質問ですね。
- O14番(舟山 彰君) あとは、この長期継続となっているということは前からやることをやっていて、今回それでこの1,128万7,000円を金額的に減らすということなんですか。ちょっとそこを最後確認したいんですが。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(伊藤良昭君) この契約的には5年契約ということで長期継続契約を結んでおります。単年度において減額が1,128万7,000円になったという計算上です。
- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。
- O15番(白内恵美子君) 白内です。

87ページの8款土木費の4項都市計画費5目公園緑地費12節役務費に枯損木片付け処分料とあるんですが、どこの桜で何本ぐらい行うんでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 87ページの役務費です。実は19万5,000円ほど計上させていただいていますが、白石川の堤にございます一目千本桜の古木です。2つに枝分かれしていた部分が1本が倒木しまして、その費用ということになります。
- ○議長(加藤克明君) 再質問、どうぞ。
- O15番(白内恵美子君) そうしますと、大木で古木となってしまったものだと1本当たり、半分までいくのかどうかわからないんですが、分かれた部分に約20万円ぐらいは処分にかかるということなんですね。一応確認です。

それと、今からどのくらい、今回はそれを処分するんですが、今後急いでやらなければならない木はどのくらいあるんですか。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 白内議員のおっしゃるとおり、枝分かれしていた部分なので、 今回は直径にすると下の部分で胸高でちょうど60センチを上回るくらいの木だったですか。ちょうど枝分かれしていても胸高直径で60センチくらいあったんですが、そのくらいですとどうしても20万円くらいかかると。

これも実は枝の本格的な伐採は森林組合にもお願いしたんですが、直営班でもって、うちのほうの車両センターでもって切り刻んでという措置をしたので、実は19万5,000円程度で済んでいるという現状もございます。搬出もうちのほうの車両センターで直営で行っていたと。業者に頼めばもっと、見積もりをもらうと実は40万円とか50万円とかかってしまうという現状があります。

あとは、今後の桜ということでございますけれども、確かに90年、100年近くたっている木 も相当本数ございます。今、桜の再生ということで毎年船岡城址公園と白石川堤については毎 年5本程度やらせていただいていますけれども、樹木医の話とかいろいろ聞きますと、いつと いう時期については当然明言はできないんですが、空洞化の目立ったものとか、相当病気にかかっているものとか、そういったものも目立ってきたというお話もありました。ただ、樹齢の割には柴田町の木は若いんじゃないかというありがたい言葉もいただいているところです。

- ○議長(加藤克明君) 再々質問よろしいですか。
- ○15番(白内恵美子君) はい。
- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。
- ○4番(秋本好則君) 秋本です。

88ページ、8款土木費の中の住宅管理費の中の15節工事請負費の中で、町営住宅屋根改修工事1,200万円ほど、それとその下の二本杉町営住宅仮住い住戸の合わせて1,200万円ほど減額になっておりますが、この内容をちょっと知りたいということと、二本杉町営住宅仮住い住戸というのがどういうことなのか、その説明をお願いしたいと思います。

それと、その下、2目の住宅建設費の中の22節1,700万円ほど町営住宅解体移転補償になっているんですけれども、この内容について教えてもらいたいと思います。 以上です。

- ○議長(加藤克明君) 秋本議員、170万円に、金額をちょっと今確認していただきたいと思います。170万円。
- ○4番(秋本好則君) 172万円が減額になっているという内容です。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 88ページの、まずは15節工事請負費でございます。町営住宅屋根改修工事と、それから二本杉町営住宅仮住い住戸改修工事、合わせて1,207万1,000円減額ということでございます。これについては、仮住まいのほうについては4号棟建設の際に東側の古い住宅を壊して、それでもって西側の住居、空き住まいの住居のほうに移っていただくということでの計上だったんでございますが、その西側の住宅を改修するという工事でございましたけれども、実は10軒お住まいになっていたんですが、このうち6軒の方が西側ないしは、あと2号棟に移ったので安く済んでいるということでございます。

それから、22節の補償補填及び賠償金172万4,000円につきましては、その10世帯分の補償費を計上、補償移転の分を計上していたんですが、6世帯分で済んだということでの減額でございます。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問、どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 10軒中6軒移転したということ、4軒が残っているということなのか。

それとあと、その上の屋根改修ということについてちょっと説明なかったんで、どこの形で、 どういう形の屋根補修工事なのかということを教えてもらいたいと思います。

- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 最初に10軒中4軒の話です。この4軒については、実は3号棟に入居されたので4軒は除かれたということでございます。

あと、屋根改修についてはセメント瓦のほうを二本杉と、それから並松住宅、1戸ずつ実施 したんでございますけれども、セメント瓦からいわゆる鋼板に変えたので、その請負差額とい うことです。

- ○議長(加藤克明君) 再々質問ございますか。
- ○4番(秋本好則君) いいです。
- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。17番髙橋たい子さん。
- O17番(髙橋たい子君) 17番髙橋です。

82ページの6款農林水産業費の農業振興費の19節葉坂高原野菜生産組合かんがい施設整備事業補助40万円の減となっておりますが、事業確定なのか、その内容をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 葉坂高原野菜生産組合かんがい施設整備事業補助についてなんですけれども、こちらは当初の予算の段階でも40万円ということで、今回は全額という形になります。これらに関しては当初の予定がこの葉坂高原野菜生産組合のすぐちょっと山を登ったところぐらいですか、昔のボーリングをした井水をかんがい用水に利用したいというような要望がございまして、あとプラス、畑地の開墾、樹園地の跡地をその前年もあわせて新たに畑地として開いて野菜をつくっていたわけなんですが、そちらに関して実は組合員の、5名の組合員の方だったんですが、1名の方がちょっとご病気でお亡くなりになったりして、当初いろいろ自己資金関係もいろんなその組合の中で打ち合わせをしていたんですが、これを実施するという段階に当たってはちょっとなかなか厳しい状況になったと。要するに全体事業費に関しては80万円ということだったんで、残りの40万円自己支弁ですということで打ち合わせをしていたんですが、今回はちょっとそういったことで一旦やめさせていただきたいという旨のお話がございました。

今後は改めてそういった要望に対して取り組んで、町のほうも支援に取り組んでいきたいと 思っております。 ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 歳出の質疑を終結します。

これをもって、一般会計補正予算にかかわる全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。

これより、議案第59号平成28年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第60号 平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

〇議長(加藤克明君) 日程第9、議案第60号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正 予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第60号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては、保険基盤安定負担金の確定による繰入金の 増額であります。

歳出につきましては、保険給付費の増額及び共同事業拠出金の交付決定による減額であります。あわせて、債務負担行為の変更を行うものです。

歳入歳出それぞれ1,439万6,000円を増額し、補正後の予算総額を47億3,337万9,000円とする ものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) それでは、詳細説明をいたします。

議案書の101ページをお開きください。

議案第60号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,439万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億3,337万9,000円とするものです。

104ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正の変更です。診療報酬明細書審査業務及び特定保健指導業務に係る 委託料の2件ですが、契約締結等により限度額を変更するものです。

106ページをお開きください。

歳入です。主なものについてのみ、説明をさせていただきます。

初めに、3款1項3目特定健康診査等負担金226万5,000円の減は、特定健康診査等の事業確定によるものです。

4款1項1目療養給付費交付金2,811万3,000円の減ですが、社会保険診療報酬支払基金から 交付されるもので、退職者医療交付金の変更決定による減額補正です。

6 款 1 項 2 目特定健康診査等負担金235万6,000円の減は、国庫負担金と同様に特定健康診査 等の事業確定によるものです。

次のページになります。

7款1項1目共同事業交付金1,000万円の増ですが、高額医療費の増による共同事業交付金の増額見込みによるものです。

同じく2目保険財政共同安定化事業交付金54万円の増は、共同安定化事業交付金の確定によるものです。

次に、9款1項1目一般会計繰入金3,608万8,000円の増額ですが、これは保険基盤安定制度 と財政安定化支援事業に係る一般会計繰入金の確定によるものです。

次に、108ページになります。歳出です。

2款1項1目一般被保険者療養給付費9,994万8,000円の増ですが、これはこれまでの給付実績に基づき今後の見込み額を算出した結果、増額補正をするものです。

2 目退職被保険者等療養給付費1,100万円の減は、退職者被保険者の減による医療費の減額 見込みによるものです。

次のページになります。

2款2項1目一般被保険者高額療養費3,030万1,000円の増は、同じく給付実績に基づき見込み額を算出した結果、補正するものです。

2款4項1目出産育児一時金504万円の減につきましても、同じく給付実績に基づき減額補 正をするものです。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金1,000万円の増は、高額医療費の増額による 拠出金の増額見込みによるものです。

同じく2目保険財政共同安定化事業拠出金1億66万9,000円の減は、拠出金の確定によるものです。

110ページになります。

8款1項1目特定健康診査等事業費793万4,000円の減、2項1目保健事業41万1,000円の減は、それぞれ事業費確定によるものです。

以上でございます。よろしくお願いします。

- ○議長(加藤克明君) これより質疑に入ります。質疑は、債務負担行為補正を含め、歳入歳出 一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。 15番白内恵美子さん。
- 〇15番(白内恵美子君) 白内です。

108ページの2款保険給付費1目19節で9,994万8,000円の増ですが、昨年度と比較して何% 伸びているんでしょうか。

それから、その次のページの109ページも同じです。高額療養費の伸びが3,030万1,000円、 昨年度と比較してどうなっていますか。

もう1つ、その下の4項出産育児諸費で19節の負担金504万円のマイナスなんですが、平成28年度は何人出生、およそになるかもしれませんが、人数。それは今までと比べてどうでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- 〇健康推進課長(佐藤浩美君) 108ページの一般被保険者療養給付費の負担金補助及び交付金の金額なんですけれども、見込み額としまして25億9,912万3,000円を見込んでおりますので、前年比で103%となります。

退職者のほうですが、退職者の被保険者のほうは年々数が減っております。こちらのほうは 見込み額が6,377万7,000円を見込んでおりまして……。済みません、間違いました。

済みません、ページを間違いました。109ページの一般被保険者高額療養費です。大変申しわけありません。こちらのほうは110%、前年比で10%増しです。

その下の出産育児一時金支給事業なんですが、当初で見込んだ数よりも非常に出生のほうは

減っております。こちらは国民健康保険の方で出産した方というふうなことなので、現在のところ20件で、今後8件見ておりまして、28件分というふうなことで、例年よりは非常に少なくなっております。

- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。はい、どうぞ。
- ○15番(白内恵美子君) 高額療養費のほうなんですが、そうすると前年度より10%増で、やはりまた何か大きなというか、そういう1人当たりかなり高額のものがあったんでしょうか。 それから、もしわかればですが、ここは確かに国民健康保険なんですが、柴田町全体としては子どもの出生数というのはどのくらいになっているものなんですか。わかればでいいです。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 高額医療費の高い方がいらっしゃったのかというふうなことであろうかと思うんですが、今医療の高度化というふうな部分で医療費が非常に上がっております。国民健康保険は60歳以降の方が非常に人数が、団塊の世代が入ってきておりますので、かかる方も多いというのが現状、半分以上が今もう65歳以上というふうに考えていただければいいと思います。平均的に2億円を切ることがもうないというのが一番かなというふうに思います。

子どもの出生なんですが、平成28年1月から12月までの出生が例年300人あったところが260人台でした。国民健康保険も多分その影響かなというふうに思うんですが、ここ何十年の間で初めての数字なので仕方がないのかなというふうには思っております。

- ○議長(加藤克明君) 再々質問ありますか。よろしいですか。
- O15番(白内恵美子君) いいです。
- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。

これより、議案第60号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

日程第10 議案第61号 平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

〇議長(加藤克明君) 日程第10、議案第61号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第61号平成28年度柴田町公共下水道事業 特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主な内容は、歳入につきましては、下水道使用料、公共下水道事業債、流域下水道事業債などの減額補正であります。

歳出につきましては、阿武隈川下流流域下水道維持管理負担金、汚水枝線工事等の額の確定 見込みによる補正であります。

歳入歳出それぞれ5,662万9,000円を減額し、補正後の予算総額を29億9,293万1,000円とする ものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- 〇議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。上下水道課長。
- 〇上下水道課長(畑山義彦君) それでは、議案書111ページをお願いいたします。

議案第61号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算につきましての詳細説明を申 し上げます。

第1条です。歳入歳出予算それぞれ5,662万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億9,293万1,000円にするものです。

114ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正です。2款1項の下水道事業費で、事業名は公共下水道事業費の効率的な事業実施のための計画策定委託料でございます。1,300万円の繰り越しとなるものですが、内容につきましては10年後の平成37年度までに阿武隈流域関連公共下水道事業の整備区域を関連5市6町でまとめ、県が最終的にまとめまして都道府県構想として国に提出するものですが、東日本大震災以降、県の幹線汚水流域管に流入する不明水が多くなりまして、その原因と今後の方針がまだ示されていないことから計画が定まっておりません。そのことから年度内

完了が見込めなくなりましたので、今回繰り越しをお願いするものです。

なお、県もあわせまして繰越事業となるものです。

次に、浸水対策下水道事業の鷺沼排水区雨水整備工事でございます。14億9,421万6,000円の繰り越しとなるものですが、昨年10月の国の大型補正による5号調整池工事で、期間的に年度内完了が困難なことから繰り越しをお願いするものです。県を通して繰越手続中でありまして、9月30日までを最終の繰越期日、半年の期日になっております。ただ、大規模工事ですので、工程を見ながら必要に応じ工期についてはこれから定めていきたいと考えております。

115ページになります。

第3表地方債の補正です。公共下水道事業債の起債です。事業費が確定したことによる起債の減額補正になります。補正前の限度額6億3,870万円から2,290万円減額しまして、補正後6億1,580万円に改めるものです。

次の流域下水道につきましても、額の確定によるものでございます。1,570万円、補正前の限度額から390万円減額いたしまして、補正後の限度額を1,180万円に改めるものです。

117ページをお願いいたします。

歳入です。使用料及び手数料1目使用料、これの1,984万7,000円の減額につきましては、各使用料現年繰越分、賦課分、その賦課漏れのそれぞれの額確定見込みによる減額補正です。補正前の額5億8,259万4,000円から1,984万7,000円減額いたしまして、補正後の額を5億6,274万7,000円とするものです。

4 款繰入金につきましては、工事費負担金などの減額により一般会計へ繰り戻すものです。 金額が998万1,000円になるものです。

続きまして、7款町債1目公共下水道事業債、流域下水道事業債の補正につきましては、 115ページの地方債補正で説明した内容と同様の理由による減額となります。

118ページをお願いいたします。

歳出になります。1款総務費、一般管理費、節の職員手当等人件費関係につきましては、額の確定による補正になります。

9節、13節、19節につきましても、それぞれ額の確定による減額補正となります。これらによりまして、補正前の額3,091万8,000円から97万3,000円を減額いたしまして、補正後の額を2,994万5,000円とするものです。

続きまして、2目汚水管理費です。9節、13節の減額につきましては、額の確定によるものでございまして、委託につきましては水質検査、マンホールポンプ保守管理委託料の額確定に

よるものになります。

19節負担金補助及び交付金2,449万9,000円の減額につきましても、額の確定によるものとなります。

27節公課費の減額につきましても、額の確定により減額になるものです。

次に、2款下水道事業費1目公共下水道建設費でございます。3節、4節の人件費につきましては、額の確定による減額補正です。

13節の委託料690万円の増額内容ですが、効率的な事業実施のための計画策定委託料、清住 2号公園代替公園整備測量設計委託料の額の確定により、それぞれ200万円、210万円の減額補 正、それから、昨年10月の大型補正財源で実施する鷺沼排水区5号調整池整備工事の監理委託 料として1,100万円の補正を今回お願いするものです。

次に、14節使用料及び賃借料18万2,000円の減額は、額の確定によるものです。

15節の工事請負費につきましても、額の確定見込みによる減額となります。

次の17節公有財産購入費ですが、清住2号公園代替公園の用地買収費の確定による減額補正 となります。それから、鷺沼1号雨水幹線管理用用地の買収見込み額180万円の補正を今回お 願いするものです。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、確定による減額補正になります。

次に、3款流域下水道費1目流域下水道費です。120ページをお願いいたします。19節負担 金補助及び交付金390万円の減額につきましては、負担金額の確定による減額補正となります。 5款公債費1目元金につきましては、財源の組みかえ補正になります。

123ページをお願いいたします。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になります。公共下水道事業債ですが、当年度中の起債見込み額の確定によります減額補正となります。補正前6億5,440万円の見込み額に対しまして2,680万円の減額、公共下水道分が2,290万円、流域下水道分が390万円によりまして、補正後6億2,760万円の見込み額とするものです。当年度、一番右になるんですが、残高見込み額につきましては74億4,036万1,000円になる見込みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(加藤克明君) これより質疑に入ります。質疑は繰越明許費補正、地方債補正を含め、 歳入歳出を一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑あ りませんか。4番秋本好則君。 ○4番(秋本好則君) 秋本です。119ページの下水道事業の中の13節委託料なんですが、この中に入っております効率的な事業実施のための計画策定委託料、これ200万円減額になっておりますが、この効率的な事業実施のための計画というもののちょっと説明をお願いしたいのと、200万円下がったという、その理由について教えていただきたいと思います。

それと、その下のほうの17節の公有財産購入費の中で公園用地と幹線用地があるんですが、 もしできたら中身について教えてもらえればと思ったんですが。 以上です。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- 〇上下水道課長(畑山義彦君) まず、効率的な事業実施のための計画策定委託料の減額につき ましては、請負差額の減額と捉えてもらってよろしいです。請負確定額で、差額で増額はなか った。最初の設計からの入札の結果ということでございます。請負差額になります。

次に、代替公園につきましては、面積については対象面積が4,222平方メートルになっています。当初予算で見込んだ買収費見込み額よりも地権者、協力者ですか、3名おったんですが、それらと単価交渉というか、それで最終的に決まった額の差額が今回確定減となるものでございます。

あと、効率的な事業実施のための計画の内容中身なんですが、これにつきましてはもちろん 補助事業対象になっておりまして、10年後の整備区域、下水道汚水の整備区域を5市6町、関 連市町で定めまして、それを県がまとめて最終的には国に提出するという流れの作業でござい ます。それにはいろいろ人口フレームとか原単位ですか、汚水量とか絡んでくるんですが、そ れらのものを今後引き続きまとめていくという形になります。

- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) これ可能ならばということで先ほどの17節の公園用地、総額というのは 幾らぐらいだったか教えてもらうことは可能でしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- 〇上下水道課長(畑山義彦君) 総額だけを一応報告させていただきます。5,034万円です。
- ○議長(加藤克明君) よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。
- ○14番(舟山 彰君) 1点目は、117ページの歳入の使用料のマイナス1,980万7,000円なんですが、現年度分がマイナス1,503万9,000円、あと滞納繰越分がマイナス480万8,000円ということで、これでいくとまず下水道の使用が減ったというふうに単純に考えていいのかというのが最初の質問です。

それで、この滞納繰越分マイナス99万5,000円、賦課漏れ分マイナスの381万3,000円という、この内容というんですか、これは回収不能となったのか、回収が終わったからもうここに滞納繰越とか賦課漏れ分をマイナスと計上しているのか、ちょっとそこを確認したいと思います。

それから、2点目の先ほど公有財産ということで秋本議員からも総額幾らというような質問ありましたが、結局町としては周辺の土地の値段等を考えて公共事業で用地買収するのにこのくらいの金額が妥当だろうと、見積もったものよりは少なく済んだというふうに単純に考えていいのか。

以上です。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(畑山義彦君) 最初の現年度使用料につきましては、当初見込みが結果的には ちょっと大き過ぎたというか、決して急激に使用料が減ったという結果ではございませんでし た。以後、その使用料の考え方につきましては留意していきたいと考えております。

次の滞納関係につきましては、誓約書を交わしまして、交わしている間はずっと払っていただいているんですが、賦課漏れも含めましてこれで終わったというわけではございません。単年度会計なので、とりあえず当初見込んだ額から見込みとして、もう3月に入りますので、確定見込みということで今回その差をおろさせていただいています。

なお、29年度以降につきまして賦課漏れ分も含めまして徴収に努めてまいりたいと思っているところです。

公有財産につきましては、結果的には当初見込んだよりも安くというか、妥当というか、売 買実例というか、それをもとに地権者のほうとお話し合いをさせていただいた結果、協力して いただいたという結果で減額となっております。

以上です。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問、どうぞ。
- ○14番(船山 彰君) 賦課漏れというのは、そういえば下水道関係と、あと上のほうの水道ですか、もう1回ちょっと賦課漏れというのがどのくらいずつあったのか、今どういう状況になっているかということを確認のために答弁願いたいと思います。

それから、公園用地のほうなんですが、何か今大阪のほうの財務局が学校用地として国有地を売るときに、その土地の地下に何か除去しなくてはだめなものがあるから、例えば土地代が8億なんだけれども、その除去するための費用が例えば7億かかるから、国が8引く7で1億円で土地を売ったというので今いろいろ問題になっていますが、今後例えば柴田町がこういう

公共事業とかのために用地を買う場合に、よほどでない限り元工場地とか、そういうことでもない限り今のようなケースはないと思いますけれども、一応は柴田町としても気をつけるべきでないかなと思うんですけれども、その点どうかということをちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(畑山義彦君) 賦課漏れ分につきましては総額、約なんですが910万円ほどございまして、そのうち約51%徴収済みとなっております。残りにつきましても29年度以降も徴収に努めてまいりたいと思います。

あと、公有財産のほうの土地の下の関係につきましては、今回は特に該当しない場所となっておりまして、今後町として注意していく事項かなというふうに思っております。

- O議長(加藤克明君) よろしいですか。再々質問になります。
- O14番(船山 彰君) さっき誓約書という言葉が出てきましたけれども、それは例えばその人 それぞれのケースですか。何年間で賦課漏れがあった分を払いますというのは、ケース・バ イ・ケースで何年間のうちにやりますとか、ちょっとそこを確認したいんですけれども。
- 〇議長(加藤克明君) 上下水道課長。
- ○上下水道課長(畑山義彦君) 一般的な滞納につきましては、毎月毎月で2カ月おくれになると督促を出したり、そうじゃないと電話対応で来庁とかしていただいて、誓約書というのはその残っている滞納者だけに対して毎月払える額を年間で最初設定して、また引き続き未納があった場合には継続してまた進めていくという考え方です。

あと、賦課漏れにつきましては毎年4月になりましたら私たちが直接お宅に訪問しまして、 年間、5年に分けているんですけれども、年間に割った分の賦課漏れ分について納付書で納め ていただきたいということで毎年お願いしている状況です。

○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(加藤克明君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。

これより、議案第61号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第62号 平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算

〇議長(加藤克明君) 日程第11、議案第62号平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議 題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第62号平成28年度柴田町介護保険特別会 計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の内容は、歳入につきましては、保険料、国県支出金などの減額であります。

歳出につきましては、総務費、保険給付費などを減額するものです。あわせて、繰越明許費 及び債務負担行為の追加を行うものです。

歳入歳出それぞれ 1 億8,613万5,000円を減額し、補正後の予算総額を27億8,604万円とする ものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

○議長(加藤克明君) 12時となりますけれども、このまま続けてまいりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(平間清志君) それでは、議案第62号平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算 について詳細説明をさせていただきます。

議案書125ページをお開きください。

今回の補正は、繰越明許費補正と債務負担行為補正並びに歳入に係る介護保険料及び国庫支 出金の確定見込みよる補正、歳出に係る一般管理費及び介護給付費の支出見込み額の増減補正 を行うものです。

第1条です。歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,613万5,000円を減額し、総額27億8,604万円とするものです。

128ページをごらんください。

第2表は繰越明許費補正の追加1件となります。さきにご審議をしていただきました介護保 険条例の改正に伴うシステム改修となります。年度内に完成しない予定であることから、繰越 明許を行うものです。完成については6月末を予定しております。

続いて、129ページをごらんください。

第3表は債務負担行為の追加で6件でございます。いずれも平成29年度の当初から執行する 事務事業について年度中の契約手続を行うため、債務負担行為を補正いたします。

歳入の主な項目について説明させていただきます。131ページをごらんください。

1款1項1目第1号被保険者保険料第2節現年度分普通徴収保険料の360万円の減は、介護保険料の減収の見込みによる補正となります。

3款1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、確定見込みよる2,216万6,000円の国庫負担金の減となります。

4款1項1目介護給付費交付金については、介護給付費の支出見込みに伴う支払調整基金の確定見込み額による2,318万3,000円の減です。

続いて、132ページになります。

5款1項1目介護給付費負担金500万5,000円の増額は、県負担金の確定見込みよるものです。 同じく5款2項3目地域医療介護総合確保事業補助金1億4,183万9,000円は、地域密着型介 護老人福祉施設の建設に係る補助金でしたが、建設予定者が決定しなかったことによる減額と なります。

続きまして、歳出の補正について説明させていただきます。133ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費13節委託料の48万7,000円の減額は、国保連合会共同処理委託料の1万9,000円の増額、介護保険システム改修委託料の20万4,000円の減額、日常生活圏ニーズ調査委託料の165万2,000円の減額で、おのおのの契約確定による増減額となります。また、新たに必要となりました介護保険システム改修に係る135万円の委託料の増額によるものです。同じく19節負担金補助及び交付金の1億4,183万9,000円の減額については、歳入でもご説明したとおり地域密着型介護老人福祉施設の建設予定者が決定しなかったことによる減額となります。

2款1項1目居宅介護サービス給付費2,208万4,000円の減については、サービス給付量が減少する見込みとなりましたので減額補正するものです。

同じく2目地域密着型介護サービス給付費2,300万円の減額も、同様にサービス量の減少する見込みとなったことによる補正となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(加藤克明君) これより質疑に入ります。質疑は、繰越明許費補正、債務負担行為補正 を含め、歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質 疑ありませんか。15番白内恵美子さん。
- 〇15番(白内恵美子君) 白内です。

133ページの一般管理費の19節負担金補助及び交付金のところの地域医療介護総合確保事業補助金で、介護老人福祉施設が決定しなかったためということだったんですけれども、今後どのようになりますか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) ちょっと今の答弁の回答の前に、先ほど説明に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。129ページの債務負担行為補正、先ほど件数を私6件と申し上げたようでした。4件の誤りでございます。おわびします。4件ということで訂正をお願いいたします。

今ご質問ありました地域医療介護総合確保事業の補助金の件なんですが、地域密着型事業所ということで第6期介護保険事業計画のうちにこの施設を整備したいということで計画をしておりましたが、公募による応募者がいなかったという形なので、これについては引き続き第7期のほうでこの計画を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

- ○議長(加藤克明君) 再質問ございますか。
- O15番(白内恵美子君) ないです。
- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(加藤克明君) **これをもって質疑を終結いたします**。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。

これより、議案第62号平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(加藤克明君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第63号 平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長(加藤克明君) 日程第12、議案第63号平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

「町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第63号平成28年度柴田町後期高齢者医療 特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、後期高齢者医療保険料の増額によるものです。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の増額であります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

あわせて債務負担行為の追加を行うものです。

歳入歳出それぞれ999万6,000円を増額し、補正後の予算総額を3億6,966万2,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) それでは、詳細説明をいたします。

議案書137ページをお開きください。

議案第63号平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ999万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,966万2,000円とするものです。

139ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正の追加です。後期高齢者医療保険料電算処理業務に係る委託料ですが、これらは平成29年度当初から執行予定の事務事業で本年度中に事前手続を行うため、債務 負担行為を設定するものです。期間につきましては平成29年度、限度額は記載のとおりです。

141ページをお開きください。

歳入です。 1 款 1 項 1 目特別徴収保険料382万4,000円の減、 2 目普通徴収保険料1,496万 1,000円の増、合計で1,113万7,000円の増額補正ですが、これにつきましてはそれぞれ被保険 者の異動に伴う現年度分保険料の増減によるものです。

3款1項1目事務費繰入金114万1,000円の減額ですが、歳出の番号制度対応整備委託事業の

減額に伴う減となります。

次に、142ページ、歳出です。

1款1項1目一般管理費114万1,000円の減ですが、後期高齢者医療システムの番号制度対応のための総合運用テストを広域連合で行うことになり、そのことにより減額となります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,113万7,000円の増ですが、これにつきましては保険料の増額に伴って広域連合への納付金を増額するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(加藤克明君) これより質疑に入ります。質疑は、債務負担行為補正を含め、歳入歳出 一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(加藤克明君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。

これより、議案第63号平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。 お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長(加藤克明君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第64号 平成28年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長(加藤克明君) 日程第13、議案第64号平成28年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

〇町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第64号平成28年度柴田町水道事業会計補 正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、人件費及び工事請負費の補正であります。

収益的収入は66万円を減額し、補正後の予算総額は13億785万5,000円となります。

収益的支出は103万1,000円を減額し、補正後の予算総額は11億6,426万5,000円となります。

資本的収入の補正はなく、資本的支出は9,699万7,000円を減額し、補正後の予算総額を3億

6,932万4,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- 〇議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。上下水道課長。
- 〇上下水道課長(畑山義彦君) 143ページをお願いいたします。

議案第64号平成28年度柴田町水道事業会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

第2条ですが、第2条に定めております業務の予定量を次のように改めるものです。主な建設改良事業、既決予定額2億7,852万9,000円から9,699万7,000円を減額し、1億8,153万2,000円とするものです。その内容につきましては第4条でご説明申し上げます。

次に、第3条です。予算書第3条に定めております収益的収入及び支出の予算予定額を次の とおり補正するものです。

収入です。1 款水道事業収益既決予定額13億851万5,000円から66万円を減額し、補正後の額を13億785万5,000円に、その内訳につきましては第1款の営業収益で、消火栓の受託工事などの確定によります66万円の減額となります。既定予定額12億7,453万2,000円から補正後の額を12億7,387万2,000円とするものです。

支出です。第1款水道事業費を既決予定額11億6,529万6,000円から103万1,000円を減額し、 補正後の額を11億6,426万5,000円に、その内容は第1項の営業費用で、人件費等の確定により 103万1,000円減額するものです。

次、第4条でございます。予算書第4条の本文括弧書きの中で必要な補塡財源額3億8,932万円を2億9,232万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億5,196万3,000円を1億5,496万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入はございません。

支出です。第1款資本的支出、既決予定額4億6,632万1,000円から9,699万7,000円を減額し、補正後の額を3億6,932万4,000円に、その内訳は第1項の建設改良費で、人件費と山田沢配水場中央監視装置更新工事の翌年度の繰り延べから既決予定額2億7,852万9,000円から補正後の額を1億8,153万2,000円とするものです。

144ページをお願いいたします。

第5条になります。予算第7条に定めた経費の金額を改めるものです。職員給与費です。既 決予定額4,421万1,000円から人件費の確定により92万5,000円を減額し、4,328万6,000円とす るものです。 次に、154ページをお願いいたします。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入、支出とも第3条で説明した内容となるものです。

次の156ページにつきましては、資本的収入支出補正予定額実施計画明細書です。これも先ほどと同様、収入、支出とも第4条で説明した内容となるものです。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長(加藤克明君) これより質疑に入ります。質疑は、収入支出一括といたします。質疑に 当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。

これより、議案第64号平成28年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時18分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを 証するためここに署名する。

平成29年2月23日

議 長 加藤克明

署名議員 10番 佐々木 守

署名議員 11番 広 沢 真